



埼玉県報

第52号
令和元年(2019年)
11月1日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則（都市計画課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 電子複写機用紙に関する入札公告（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 豚コレラの家畜注射手数料の免除に関する告示（畜産安全課）
- 県営土地改良事業吉見領地区（湛水防除事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 和光都市計画事業和光市白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第5回）（市街地整備課）
- 高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道東松山桶川線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道所沢青梅線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道児玉新町線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「業務を」の下に「適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十九号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県
規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十九号（裏面）中「斗」を「斗」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第六百十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第十七条及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

- イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。
- ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

- イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）
- ロ 口述試験
- ハ 適性検査
- ニ 身体検査

四 募集期間

令和元年十一月一日（金）から同月二十五日（月）まで

五 採用予定月

令和二年三月下旬から四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和元年十二月二日（月）又は同月三日（火）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県熊谷市拾六間八百三十九番地

航空自衛隊熊谷基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第六百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用紙 11,910箱(A4判 11,100箱 B4判 110箱 A3判 700箱)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和2年3月31日(火)まで

(4) 納入場所

埼玉県庁本庁各課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 磯松 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年12月19日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年12月18日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年12月19日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和元年12月19日（木）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年12月4日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年11月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Papers for electronic copying machines: A4 size (11,100 boxes) ,
B4 size (110 boxes), A3 size (700 boxes)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, December 19, 2019

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, December 18, 2019

In Person: 10:00 am, Thursday, December 19, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第六百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

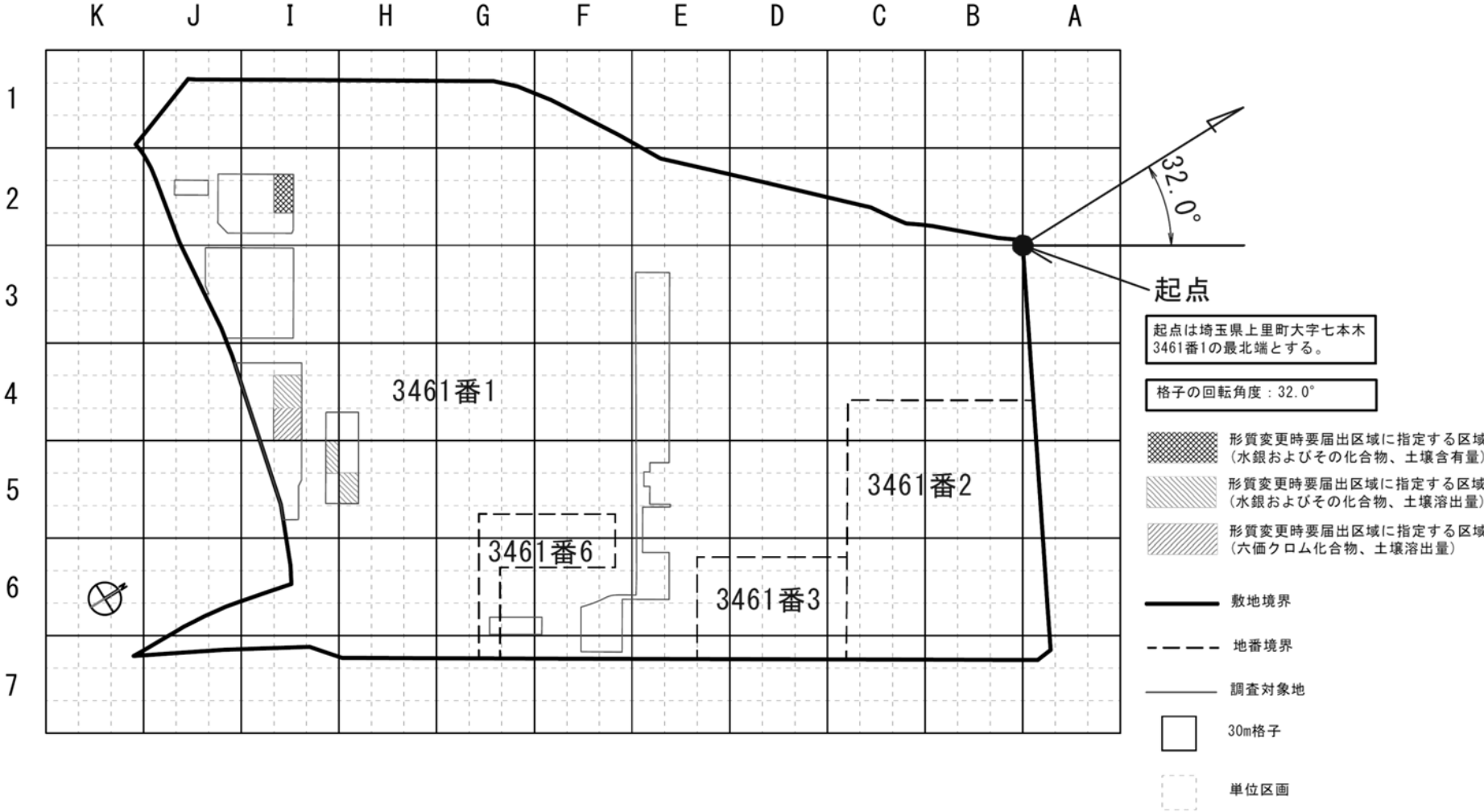
令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千四百六十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びに水銀及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

別図

地番：埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田



告 示

埼玉県告示第六百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア秩父影森店

埼玉県秩父市大字上影森字原三百六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野秀晴

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野秀晴

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

ニ 届出年月日

令和元年十月十八日

二 縦覧期間

令和元年十一月一日から令和二年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月一日から令和二年三月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること。

・営業時間が深夜に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車 of 励行、クラクション抑制を促す措置を図るとともに、荷捌車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ること。また、夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないように配慮すること。なお、近隣住民から騒音・振動等の苦情が発生した場合は、適切な対応を願いたい。

・営業等に当たっては、地域住民への影響等を十分に考慮し、必要に応じて、地元の自治協力団体への説明等を行うこと。

・当該所在地は通学路に指定された道路を含むため、近隣小・中学校（大桑小学校及び・加須平成中学校）の登下校時及び休日の児童・生徒通行に十分配慮すること。

二 縦覧期間

令和元年十一月一日から令和元年十二月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

令和元年埼玉県告示第五百八十七号（家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による告示）により監視伝染病の注射を受けるべき旨を命じた家畜のうち、初回接種の対象となるものに係る家畜注射手数料については、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表農林部の項第三十三号金額の欄二の規定にかかわらず、同条例第四条第二号の規定により免除する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業吉見領地区（湛水防除事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和元年十一月五日から

令和元年十二月三日まで

二 縦覧場所

吉見町役場

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

令和元年十二月一日から令和二年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字久原の全部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

六 変更認可の年月日

令和元年十一月一日

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年3月1日（日）から令和7年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許
本部運転免許課検査係 電話048-543-2001 内線225

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年12月11日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年12月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年12月11日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年12月11日（水）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年12月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年11月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Server Device for Senior Citizens' Course Reservation Unifying System
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. December 11, 2019 By mail; 5:00 p.m. December 10, 2019 In person; 10:20 a.m. December 11, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四 番 七 地 先 ま で	桶 川 市 大 字 川 田 谷 字 前 原 七 三 五 七 番 五 地 先 か ら 同 市 大 字 川 田 谷 字 前 原 七 三 三	区 間
一 〇 ・ 七 九 〇 ・ 十 三 ・ 九 九	七 ・ 八 五 〇 ・ 七 ・ 八 六	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
二 六 ・ 五 六		延 長 (メ ー ト ル)
首 都 圏 中 央 連 絡 自 動 車 道 整 備 に 係 る 移 管		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
七地先まで 先から同市大字加納字笹原一一八番 桶川市大字坂田字細谷一五〇三番一 地	三三三三三三三三 先から同市大字加納字笹原一一八番 桶川市大字坂田字細谷一五〇三番六 地	区 間
二七・二二〇・七二・九四	一一・一一〇・一七・二九	敷地の幅員 (メートル)
一〇二〇・〇三	一〇二六・三七	延長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係る移管		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山桶川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北本市下石戸六丁目三〇四番地先から 同市中丸七丁目三九二番一地先まで	北本市下石戸六丁目三〇四番地先から 同市中丸七丁目三九二番一九地先まで	区 間
一七・六六〇八三・五五	九・三八〇二四・七四	敷地の幅員 (メートル)
一一六一・二五	一一四七・五五	延長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係る移管		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字坂之下字清中前鶴二 一四番一地先から同市大字坂之 下字上三三一番一地先まで		区 間
一〇・〇九 一・二・二二	八・二六 一・二・二二	敷地の幅員 (メートル)
四一四・七六		延長 (メートル)
歩道整備事業による		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正 則

<p>路 線 名</p>	<p>児玉新町線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字勅使河原字真下一三〇八番一地先から同郡同町大字勅使河原字宮本一三五四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年十一月一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十七年十月六日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一七・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

新 F	新 E	新 D	新 C	新 B	旧新 A	旧新別
八潮市大字西袋字川東一二三九番二地先から 同市大字西袋字川東一二四〇番二地先まで	八潮市大字西袋字川東一二五八番二地先から 同市大字柳之宮字川向六六番一〇地先まで	八潮市大字西袋字川西七〇番一地先から 同市大字西袋字川東一二四六番二地先まで	八潮市大字西袋字川西五六九番一地先から 同市大字柳之宮字川向六六番一〇地先まで	八潮市大字西袋字川東一二五四番一地先から 同市大字西袋字川西五七八番五地先まで	八潮市大字西袋字川東一二三〇番二地先から 同市大字西袋字川西三一二番三地先まで	区間
六・〇〇	九・〇〇ゝ 一七・七三	七・九〇ゝ 八・五〇	七・一八ゝ 一一・五七	九・六八ゝ 一五・五四	一一・七〇ゝ 三四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四九・二六	一四五・一六	三三・七二	一六六・六三	一四四・二九	六五七・八五	延長 (メートル)
						備考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年十一月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和元年十月二十五日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内三十街区九画地地先、三十六街区十九画地地 先から三十六街区十三画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十四街区十四画地地先から六十四街区九画 地地先まで、六十五街区三画地地先から六十五 街区五画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十四街区九画地地先から六十五街区八画地 地先まで、六十八街区一画地地先から六十八街 区六画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>九十二・〇八</p> <p>三十七・二七</p> <p>四十八・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇</p>

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公
表する。

令和元年十一月一日

埼玉県病害虫防除所長 畑

克利

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 全国酪農業協同組合 東京都港区	埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	乾牧草	クレイングラス	1.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	カナダチモシー	1.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	スーダングラス	1.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	ルーサン	1.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社カイセイトレーディング 東京都中央区	同上	乾牧草	オーツヘイ	1.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	三和農工株式会社 埼玉県本庄市	配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	1.9	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
同上	同上	配合飼料	マルサン人工乳アフターP配合飼料	1.9	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	1.9	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	魚粉	60%フィッシュミール	1.9	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	三和農工株式 会社 埼玉県本庄市	マルサン肉豚用大麦ミート ン配合飼料	1.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
同上	同上	マルサン人工乳アフターP 配合飼料	1.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	65%フィッシュミール	1.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	三幾飼料工業 株式会社 草加工場 埼玉県草加市	60%フィッシュミール	1.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。